

契約書面の不交付について

トラック適正取引推進パートナーシップ会議

平成24年2月3日

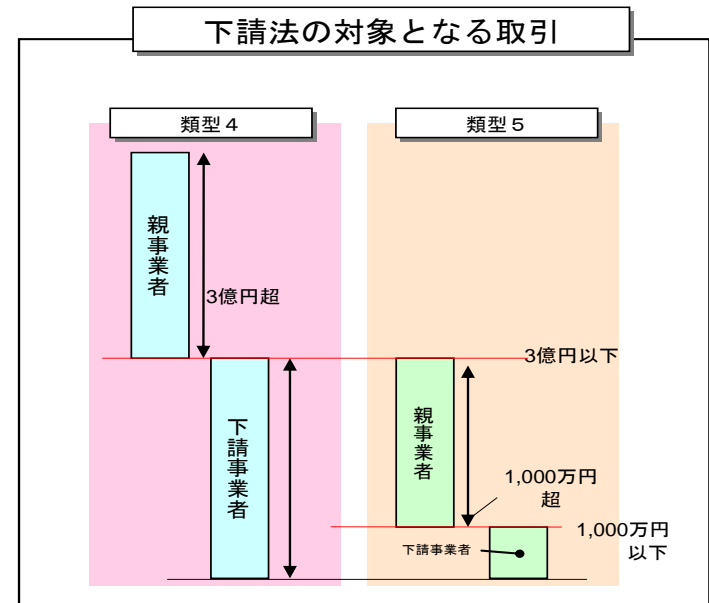
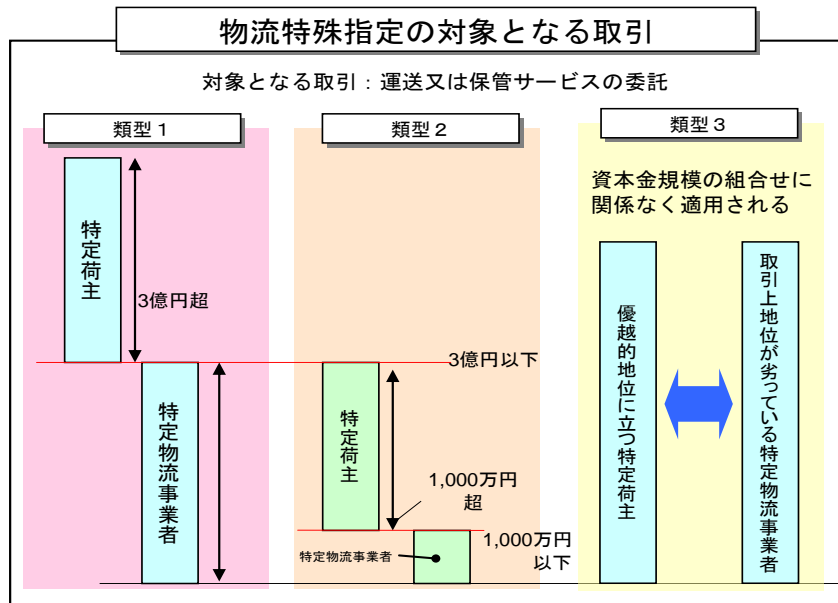
資料:「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」から引用

契約書面の交付(全ての取引の書面化に向けて)

【独占禁止法と下請法】

○独占禁止法では、荷主がユーザーとして運送業者等に委託を行う役務の委託取引については、物流特殊指定が適用され、対象となる取引については、規制される事業者の資本金の組合せ(類型1、2)のほか、優越的地位にある事業者との取引も対象(類型3)としている。

○下請法では、対象取引を親事業者及び下請事業者の資本金の額と取引の内容によって決めており(類型4及び類型5)、親事業者が受託した運送等の役務提供を下請事業者に再委託する場合を規制の対象としている。



「トラック輸送の実態に関する調査」平成23年9月 国土交通省自動車局貨物課・(社)全日本トラック協会が実施

- ・書面で契約を取り交わしている 38.5%
- ・書面による契約と口頭契約の場合がある 49.5%
- ・口頭契約のみ 11.2%
- ・車両台数の少ない事業者ほど傾向が強い(5両未満の事業者のうち口頭契約のみ 25%(全体 11.2%))

契約書面は
交わしている



契約書面の記載内容を確認してください。
必要項目は記載されていますか？

契約書面は交
わしていない



口約束、信頼して
いるからなど

取引に係るトラブルを未然に防止するため

下請法の適用を受ける取引の場合は、下請法
第3条により交付が必要



契約書面の交付を

事業者ヒアリングで多く聞かれた「契約書面の不交付」について

1. 問題点

- 体裁だけ整えただけの契約書が多く、詳細に条件等が明記されていない。
- スポット等単発なものまでは契約できない。
- 業種ごとに法律を調べてまで、契約書を作成するのは難しい。
- 契約を求めない小さな荷主もある。(信頼関係を損ねる結果につながる)

2. 改善事例

- 末端の職員まで下請法、独禁法についての教育、試験を実施している。
- 3年ごとに契約の見直しを行うこととした。

3. 改善方策

- 業種ごとに契約書のひな形的なものを作成し、展開する。
- 荷主に対し、コンプライアンス遵守の徹底を求める。